

いじめ防止対策基本方針

東広島市立板城西小学校

1 いじめの基本的な認識

- (1) いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立つ。
- (2) いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。
- (3) 全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校のみならず家庭や地域とともにいじめ問題に取り組むことが重要である。

2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめをアンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組んでいく。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) 未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動における望ましい集団づくり、学級経営の充実、日常の児童理解を図る。

(2) 児童の主体的な活動の支援

特別活動を充実させ、児童会を中心とした活動を行う等、児童の主体的な活動を展開する。

(3) 早期発見・早期対応

いじめられている児童を早期に発見するため、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) 組織的な対応

いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止対策委員会」を中心に、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有して組織的に対応する。

(5) 家庭及び地域との連携

PTA 及び地域が連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる中でいじめの兆候を発見できるように取り組む。

4 いじめの防止等に関する取組

いじめの防止のために、全教育活動を通じて次のような取組を計画的に進める。

(1) いじめ防止委員会の設置

いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うために、いじめ防止に係る校内委員会「いじめ防止委員会」を設置し、校務運営組織に位置付ける。

(2) 児童への指導

ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、社会体験や生活体験の機会を設け、児童の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。

エ 自分自身がいじめられていることや友だちがいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(3) 児童の主体的な活動の推進

特別活動を充実させ、児童会を中心とした活動を行う等、児童の主体的な活動を展開する。

(4) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

ア いじめの防止及びいじめ発生時での対応に係る校内研修を実施する。

イ いじめ防止及びいじめ発生時の対応について、初期対応や保護者への説明等を全教職員で共通理解をしておく。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び必要に応じて面談を実施する。

エ 児童や保護者が気軽に相談できるよう「スクールカウンセラー」「心のサポーター」について周知する。

オ いじめ発生時の対応マニュアルを作成する。

5 重大事態への取組

(1) 重大事態が発生した場合、速やかに東広島市教育委員会に報告するとともに、調査等の適切な取組を行う。

(2) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

6 見直し

この「板城西小学校いじめ防止対策基本方針」は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

いじめ発生時対応マニュアル

